

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第166号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月27日 09時30分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第2区の専用岸壁 兵庫県西宮市西宮浜西宮内防波堤 灯台から真方位010° 1,950m付近 (概位 北緯34°43.2′ 東経135°20.7′)	
事故等調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第三^{きよ}清丸、160トン 134739、岡本汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>B バージ ^{ジェイエフイー エヌ}J F E N 3 長さ129m、幅30m、深さ6m、岡本汽船株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷船尾船底部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、押船で船長ほか8人が乗り組み、鋼材約100トンを積載したB船を押しながら、阪神港尼崎西宮芦屋第2区の専用岸壁に着岸作業中、平成22年5月27日09時30分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押しして阪神港尼崎西宮芦屋第2区の専用岸壁に着岸作業中、行きあしの制御が適切でなかったことから、B船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押しして阪神港尼崎西宮芦屋第2区の専用岸壁に着岸作業中、行きあしの制御が適切でなかったため、B船が浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	